

雫石町

国土強靱化

地域計画

令和2年
11月

雫石町国土強靱化地域計画

目 次

	ページ
第1章 計画策定の趣旨.....	1
第1節 計画策定の趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	1
第3節 地域防災計画との関係.....	1
第4節 計画期間.....	1
第2章 基本的な考え方.....	2
第1節 基本目標.....	2
第2節 事前に備えるべき目標.....	2
第3節 基本的な方針.....	2
第3章 地域特性と想定するリスク.....	4
第1節 町の地域特性.....	4
第2節 想定するリスク.....	5
第3節 起きてはならない最悪の事態の設定.....	6
第4章 脆弱性評価.....	7
第1節 脆弱性の考え方.....	7
第2節 全体事項の脆弱性評価の結果.....	7
第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価.....	8
第5章 脆弱性評価に基づく対応方針.....	28
第1節 起きてはならない最悪の事態ごとの施策.....	28
第2節 施策分野ごとの施策.....	41
第3節 重点施策.....	45
第4節 計画の推進と進捗管理.....	53
＜資料＞.....	54

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の趣旨

雫石町(以下、「本町」という)は、令和2年度を初年度とする「第三次雫石町総合計画」を策定し、「みんながつくる 未来につなぐ ふるさとしずくいし」を目指し、協働によるまちづくりを進めていくこととしている。

一方で、これまで平成23年3月11日の東日本大震災、平成25年8月9日に発生した、線状降水帯による大雨等、「想定外」ともいえる大規模自然災害による被害が発生しており、今後、大規模自然災害が発生しても「未来につなぐ」まちづくりが停滞することのない、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な「雫石町」の構築が必要とされている。このことから、国の「国土強靱化基本計画」及び「岩手県国土強靱化地域計画」との調整を図るとともに、近隣市町との連携を強化しながら、「雫石町国土強靱化地域計画」を策定する。

第2節 計画の位置付け

この計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づき作成するものであり、本町における国土強靱化に関し、「第三次雫石町総合計画」と整合を図るものとする。また、「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進にあたり、掲げられた施策が大規模自然災害によって停滞しない、また、早期に再建するための各種施策の指針とする。

第3節 地域防災計画との関係

本町の地域防災計画として、災害対策基本法に基づく「雫石町地域防災計画」があり、風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている。

一方、「雫石町国土強靱化地域計画」は、災害リスクごとに対策を定めたものではなく、リスク低減のための、行政機能や地域社会、地域経済等、町全体の強靱化に関する総合的な指針である。

第4節 計画期間

総合計画との整合性を図るため、計画期間については、令和2年度から令和5年度までとする。

第2章 基本的な考え方

本町における強靱化を推進するうえでの、「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を、国の国土強靱化基本計画及び岩手県国土強靱化地域計画を踏まえ次のように定める。

第1節 基本目標

いかなる自然災害等が発生しようとも、以下の4項目を基本目標として、強靱化の取り組みを推進する。

- (1) 人命が最大限保護されること。
- (2) 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。
- (3) 町民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られること。
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にすること。

第2節 事前に備えるべき目標

本町における強靱化を進める上での事前に備えるべき目標を、次のとおり設定する。

いかなる自然災害が発生しようとも

- (1) 直接死を最大限防ぐ。
- (2) 救助、救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。
- (3) 必要不可欠な行政機能を維持する。
- (4) 必要最低限のライフライン等を確保する。
- (5) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (6) 地域社会・経済を維持・再建・回復する。

第3節 基本的な方針

大規模自然災害等に備えた事前防災及び減災、その他迅速な復旧・復興等に資する、本町全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や平成25年8月9日の大雨等過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 地域強靱化に向けた取り組み姿勢

- ① 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと。
- ② 災害に強い地域づくりを進めることにより、地域の活力を高める視点を持つこと。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクから町民及び町を訪れている人々の命を守り、被害を最小限に抑えるため、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、本町の特性に合った効果的な施策を推進すること。
- ② 住民が自らの命は自ら守る「自助」、地域で助け合う「共助」を中心に、これを行政が支援する「公助」を適切に組み合わせ、行政と町民が連携するとともに、民間事業者、関係者相互の連携、協力等役割を分担して取り組むこと。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう取り組むこと。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 人口減少、少子高齢化社会への対応や社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な町財政運営に配慮し、施策の重点化を図ること。
- ② 限られた財源を有効活用するため、国の施策の積極的な活用、既存の社会資本を有効活用、民間資金の活用等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。

(4) 本町の特性に応じた施策の推進

- ① 「第三次雫石町総合計画」及び「第2期雫石町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図り、人口減少対策にもつながる地域コミュニティや地域経済の強靱化を推進すること。
- ② 男女のニーズの違い、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に配慮して施策を講ずること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

第3章 地域特性と想定するリスク

第1節 町の地域特性

(1) 位置・面積

岩手県の西部地域にあり、県都盛岡市の西方約 16km に位置し、町土は、およそ東西 24km、南北 40km に広がり、総面積は 608.82 km² となっている。

東は滝沢市、盛岡市と隣接し、西は奥羽山系の山々を境に仙北市(秋田県)に隣接し、南は矢巾町、紫波町、西和賀町及び花巻市とそれぞれ連山を境界に、北は岩手山鬼ヶ城稜線を境として八幡平市と接している。

(2) 地勢

岩手山、秋田駒ヶ岳をはじめ 1,000m 以上の山々が連なり、町土の約 8 割を森林が占めている。また、町の中央を国道 46 号及び JR 田沢湖線・秋田新幹線が東西に横断し、山麓部には広大な傾斜地が開け、盆地中央部には緩傾斜の耕地が広がり水田を中心とした農業集落地となっており、地域内を流れる雫石川、葛根田川、南川の三河川は、御所湖で合流し雄大な水辺空間を形成している。

(3) 気候

北と西を奥羽山系に囲まれた本町は、盆地性の気候を呈し温度変化が大きく、7月から8月にかけて気温が大きく上昇し、8月に最高に達し、その後急速な下降線をたどり、1、2月頃最低となる。降水量は、例年6月下旬から9月にかけて多く、年間降水量の47%がこの時期に集中している。秋田県との県境に位置する本町の気象は、夏は太平洋型、冬は日本海型という点が特徴となっている。

年平均気温は 9.8℃、年降水量は 1,522mm(平均値)となっている。

(4) 人口

総人口は、昭和 41 年から平成 11 年まで微増の傾向であったが、平成 11 年 11 月の 20,001 人をピークに人口減少に転じ、令和 2 年 3 月末時点でピーク時から約 18.7% 減少し、16,263 人となっている。

また、年齢三区分別人口では、年少人口・生産人口ともに昭和 60 年をピークに現在まで減少している一方、老年人口は増加しており、少子高齢化が進行している。

第2節 想定するリスク

対象とする自然災害は、町内で発生しうる大規模自然災害として、地震、噴火等とし、過去に大きな被害をもたらした規模を想定した。

	自然災害種別	想定する過去の主な災害
(1)	地震	①1998年(平成10年)9月3日 岩手県内陸北部地震 【規模等】マグニチュード6.2、最大震度6弱(町内震度6弱) 【被害等】人身被害(軽傷者)9人、住家被害(一部損壊)20棟、非住家被害(官公署等)9棟等 ②2011年(平成23年)3月11日 東北地方太平洋沖地震(東日本大震災) 【規模等】マグニチュード9.0、最大震度7(町内震度5弱) 【被害等】停電により地区公民館に3日間避難所を開設(自主避難者数74人)
(2)	噴火	①1686年(貞享3年) 岩手山山頂の噴火 【規模等】噴出量8,500万m³ 【被害状況】火山灰、噴石溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等 ②1970年(昭和45年) 秋田駒ヶ岳女岳山頂からの噴火 【被害状況】火山灰、噴石溶岩流、火砕流、土石流、火山泥流等
(3)	豪雨、洪水、崖崩れ、土石流	①2006年(平成18年)8月18日 局所的大雨 【規模等】時間雨量58mm(網張) 【被害状況】土石流 ②2013年(平成25年)8月9日 線状降水帯による大雨洪水 【規模等】総雨量351mm(橋場)、時間雨量101mm(春木場) 【被害状況】集落の孤立、床上浸水、橋梁崩落、河川増水、がけ崩れ
(4)	暴風・豪雪	2012年(平成24年)4月4日 急速に発達した低気圧による暴風雪 【規模等】瞬間最大風速29.9m/s 【被害等】住家被害15件、非住家被害14件、等

第3節 起きてはならない最悪の事態の設定

「第2章 第2節 事前に備えるべき目標」で設定した6つの目標ごとに本町の地域特性および国の基本計画及び岩手県強靱化地域計画を踏まえ、以下の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定した。

●起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
(1) 直接死を最大限防ぐ。	1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生
	1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
	1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生
	1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
	1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
(2) 救助、救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
(3) 必要不可欠な行政機能を維持する	3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 必要最低限のライフライン等を確保する	4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン、上下水道施設等の長期間にわたる機能の停止
	4-2 通信インフラの麻痺・機能停止
	4-3 地域ネットワーク交通の機能停止
(5) 制御不能な二次災害を発生させない	5-1 ため池、ダム等の防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生
	5-2 農地・森林等の荒廃による土砂災害の発生
	5-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害
(6) 地域社会・経済を維持・再建・回復する	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域を支える人材の流出や地域コミュニティの崩壊
	6-3 産業の停滞

第4章 脆弱性評価

第1節 脆弱性の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、第三次雫石町総合計画で取り組む施策等について、取り組み状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行った。

第2節 全体事項の脆弱性評価の結果

全体事項の脆弱性評価結果は次のとおりである。

(1) 全体事項

① ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

大規模自然災害から町民及び来訪者の命を守り、被害を最小限に留めるためには、災害時にも機能する道路交通ネットワークの構築、社会基盤の整備及び建築物の耐震化等のハード対策と、自主防災組織の育成、防災教育の推進、防災訓練・防災意識の啓発等ソフト対策を組み合わせることが必要である。

また、社会情勢の変化に応じ、長期的な視点で「自助」、「共助」、「公助」がそれぞれの役割を果たせるよう、推進していくことが必要である。

② 代替手段の確保

大規模自然災害に対応するためには、施設の耐震性向上だけでは万全ではない。特に、行政機能が被災すると、その後の災害対策等に大きな影響が生じることから、非常用電源、情報伝達システム及び住民情報バックアップシステムの整備等、代替機能の確保や伝達経路の複数化等により、代替性を確保・向上させることが必要である。

③ 官民連携と人材育成の推進

大規模自然災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、行政内部の連携はもちろん、民間事業者や団体等と連携し、それぞれのネットワークを活かしながら、生命を守り、経済活動を維持しながら、まちの再建を進めることが必要である。また、このためにも、各分野を担う人材育成を進めることが必要である。

④ 伝統文化の保全・継承

本町には、里山や田園風景が織りなす自然と人々の生活によって形作られ、受け継がれてきた地域固有の伝統文化が数多く残されている。これらは、地域に対する「愛着」や「誇り」を生み出すものであり、大規模自然災害のリスクから伝統文化を守り、次代に引き継ぎながら各種施策を推進することが必要である。

第3節 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

起きてはならない最悪の事態ごとの評価結果の概要は次のとおりである。

目標1 直接死を最大限防ぐ。

1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生

【学校施設等の計画的な施設更新整備】

- 町内小中学校6校は、校舎・屋内運動場とも耐震化が完了しているが、施設や設備の老朽化が進んでいる。また、保育施設は、耐用年数を経過している施設もあり、施設や設備の老朽化が進んでいる。
- ⇒ 公共施設の個別管理計画に基づき老朽化した施設の改修や更新を計画的に進め、適切な維持管理に努める。

【社会教育施設等の計画的な施設更新整備】

- 中央公民館等の社会教育施設や町営体育館等の体育施設は、耐震基準を満たしているが、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる。
- ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進め、適切な維持管理に努める。

【公共施設の管理】

- 行政(教育)財産の用途廃止後、普通財産として貸付けしている施設についても、老朽化施設については、解体を基本として検討を進める。土砂災害危険区域内や火山災害の被害想定範囲内に立地している公共施設がある。
- ⇒ 行政(教育)財産の用途廃止後、老朽化による危険箇所とならないよう「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で、解体の時期を明確にする必要がある。公共施設の改修、更新については、防災マップの情報と照らし合わせて検討する必要がある。

【福祉施設等の防災・減災対策】

- 町内の福祉施設等の中には、建設から年数が経過し、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる施設や、防災・減災対策が十分ではない施設がある。
- ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進めるよう各事業所に指導するとともに、改修や更新に対し必要に応じて支援を行い、防災・減災対策を強化する必要がある。

【観光施設の計画的な施設更新整備】

- 指定管理施設を含め町内観光施設は、耐震基準を満たしているが、外壁や内装、屋根、設備関連等の老朽化が進んでいる。
- ⇒ 老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進め、適切な維持管理に努めるとともに、避難所として指定されている施設はないが、避難所としての機能に準じた施設機能の確保・強化を図る必要がある。

【狭あい道路の解消等による都市機能の強化】

- 緊急車両等が相互通行できない道路等が多く見られる。
- ⇒ 狭あい道路の取り扱いについて検討し、解消に向けた取り組みを進める。

【電柱等の倒壊防止】

- 中心市街地や住宅地の道路は、電柱の倒壊により交通が遮断される恐れがある。
- ⇒ 事業者の協力を得ながら、既存電柱の倒壊防止対策を進める必要がある。

【施設における避難訓練の実施】

- 不特定多数が来場する施設は指定管理者による運営が多く、災害対応力を向上させる必要がある。
- ⇒ 一般来場者を含めた避難訓練を実施する。

【木造住宅の耐震化】

- 老朽化した住宅が多く見られるが、耐震に対する意識の低さから、耐震診断・耐震改修の件数は、低い水準で横ばい状態である。
- ⇒ 耐震化の必要性や、耐震診断・耐震化改修支援制度等のほか、安心できる住宅づくりに対する情報提供を行う必要がある。

【公園の計画的修繕】

- 設備・遊具の老朽化が進んでいる公園が多く存在している。
- ⇒ 公園利用者の安全確保に配慮しつつ、計画的に修繕等を進める。

【公営住宅の老朽化対策】

- 老朽化している町営住宅が多く、更新時期を迎えている。
- ⇒ 需要を把握しながら、整備について検討を進める必要がある。

【道路・橋梁の計画的な管理】

- 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画や通学路交通安全プログラムに基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 843km、橋梁数 256 に及び、維持補修工事や整備事業が追いついていない。
- ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業個所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【空き家対策の推進】

- 192 件の空き家が町内全域に分布しており、そのうち倒壊、火災等の危険性がある特定空家 13 件となっている。
- ⇒ 空き家は所有者が管理する責任があることから、空き家の適切な管理・利活用を促進するとともに、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼす空き家に対して必要な措置を講じるほか空き家バンクの活用等、総合的な空き家対策を進める必要がある。

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

【農地の保全】

- 農業従事者の減少等により農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。
- ⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。

【防災重点ため池の適切な管理】

- 防災重点ため池は8ヶ所あるが、地域の水利組合と町が連携して監視及び管理体制をとり、また、地域住民への周知体制を整えている。
- ⇒ 関係者が連携して適切に管理していくとともに、地域住民への周知を図る必要がある。

【防災ダムの適切な管理】

- 河川上流部に農地の保全を目的とした県事業による防災ダムが整備されている。既存施設の定期点検及び整備を実施し、放流の際の住民への周知体制を整えている。
- ⇒ 定期的な点検及び整備を実施し洪水災害を防止するとともに、住民への周知を図る必要がある。

【堆積土砂浚渫】

- 河川や砂防堰堤に土砂等が堆積し、機能の低下が認められる。
- ⇒ 機能改善のため、町管理河川の堆積土砂の浚渫を計画的に進め、その他の河川や砂防堰堤については国や県に要望する必要がある。

【国・県管理河川改修の促進】

- 国・県管理河川の堤防の整備等の改修が進められているが、事業完了に時間を要する。
- ⇒ 早期の事業完了を国・県に働きかけ、被害の低減を図る必要がある。

【防災マップの活用】

- 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。
- ⇒ 防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生

【公共施設の管理:1-1 再掲】

- 行政(教育)財産の用途廃止後、普通財産として貸付けしている施設についても、老朽化施設については、解体を基本として検討を進める。土砂災害危険区域内や火山災害の被害想定範囲内に立地している公共施設がある。
- ⇒ 行政(教育)財産の用途廃止後、老朽化による危険箇所とならないよう「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で、解体の時期を明確にする必要がある。公共施設の改修、更新については、防災マップの情報と照らし合わせて検討する必要がある。

【森林保全の促進】

- 森林保全のための森林資源の循環利用のほか、治山事業として広大な林野の各所に施設を配置している。また、林野火災に対して、盛岡地区山火事防止対策推進協議会との連携や予防運動を実施、初期消化体制の整備をしている。
- ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止等の事業を促進する必要がある。また、引き続き関係各所と連携を図り、林野火災予防思想の普及、徹底を進めるとともに、消火資機材の配備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。

【火山災害対策の推進】

- 気象庁が常時観測を必要と位置付けている岩手山、秋田駒ヶ岳は、火山防災協議会を設置し、対策を進めており、火山防災マップや避難計画を作成している。
- ⇒ 関係機関との連携による火山活動の観測や火山噴火に関する警戒情報や避難情報を町民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制の整備、火山防災訓練を実施する必要がある。

【土砂災害対策の推進】

- 土砂災害危険個所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。
- ⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を進める必要がある。

【防災マップの活用:1-2 再掲】

- 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。
- ⇒ 防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

【関係機関との連携強化】

- 道路管理者や電力会社等と、災害時の連携協定を締結する等、被害低減に向けた取り組みを進めている。
- ⇒ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や自治会等との協力体制も整備する必要がある。

【除雪体制の強化】

- 直営の除雪体制の維持とともに、除雪機械を有する民間事業者等と、降雪時の除雪委託を締結し、速やかな除雪体制を整えているが、町所有除雪機械の老朽化が進んでいる。
- ⇒ 降雪の状況によっては、除雪作業が遅れ、町民生活に影響を及ぼす可能性があることから、民間事業者等との連携を強化することや、住民との協力体制の構築、老朽化した除雪機械の計画的な更新等、体制の強化が必要である。

【連絡体制の強化】

- 固定電話以外の通信手段がない、または1種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。
- ⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

【避難困難者への対応強化】

- 避難行動要支援者名簿に基づく避難行動要支援者個別計画により、災害時の支援体制が整えられている。
- ⇒ 避難行動要支援者個別計画により支援体制を整えているものの、災害発生時には、高齢者、障がい者、難病患者、外国人等避難困難者への対応を図ることが必要となる。

【地域支援体制の強化】

- 避難行動要支援者（高齢者や心身に障がいを持つ人等何らかの特別な配慮が必要となる人）の避難行動は、避難行動要支援者個別計画により支援し、安全確保するとともに、発災後も安心して避難生活を送ることができるように、福祉避難所の設置運営に関する協定を締結し、社会福祉施設等を福祉避難所として開設し避難できる体制を整えている。
- ⇒ 発災時に、関係者が連携してスムーズな避難行動支援を行い、受入体制や避難行動要支援者と施設のマッチング作業等の一連の流れを円滑に行う必要がある。また、福祉施設の被災等も想定した体制強化が必要である。

【避難行動要支援者避難行動支援プランの推進】

- 避難行動要支援者避難行動支援プランに基づき、避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者個別計画を策定し随時更新しているが、登録制度であるため支援が必要な人でも未登録の要支援者

も存在している。

- ⇒ 名簿の定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める必要がある。また、避難行動要支援者の避難誘導支援体制を定めた要支援者避難行動支援プランに基づき、具体的な支援方法等を定めた避難行動要支援者個別計画の実施体制について、支援関係者と連携し強化する必要がある。

【情報伝達手段の整備】

- 町からのプッシュ型情報伝達手段として、同報系防災行政無線、緊急速報メール、町 Twitter 等がある。防災行政無線の新規格への更新は、令和2年度に完了した。
- ⇒ 多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線により各世帯に情報を伝える体制を整備する必要がある。

【避難訓練の実施】

- 町が行う防災訓練のほか、各地域においても避難訓練を実施する等、日ごろから災害に備えている。
- ⇒ 災害発生時は、住民が自主的に行動することが重要であることから、今後も防災意識を高めるために防災知識の普及啓発及び防災訓練等に取り組む必要がある。

【防災教育の推進】

- 各小中学校で避難訓練等を実施しているほか、自主防災組織の活動を支援し、児童・生徒、地域の防災意識の向上に努めている。
- ⇒ これまで以上に学校・家庭・地域等が連携した防災教育を進める必要がある。

【防災士や地域のリーダーの養成】

- 東日本大震災を契機とし、住民による「自助」の力を高めるため、自主防災組織から防災士を養成するよう取り組んでいる。
- ⇒ 防災士その他防災に関する知識を有するものと連携しながら、研修会、講習会等の開催等を通じて、自主防災活動の地域リーダーの育成に努める必要がある。

目標2 救助、救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する。

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【避難所の備蓄・設備強化】

- 非常用の食料や衛生用品、発電設備等が整備されている指定避難所等が少ない。
- ⇒ 一定の区域内で拠点となる避難所等に、備蓄食料や生活用品、小型発電機等を計画的に備蓄することが必要である。

【災害時応援協定等の締結】

- 災害に係る協定については、随時進めているが、災害の多様化に伴い、協定の結ばれていない分野もある。
- ⇒ 関係機関や他自治体との協定やホットライン構築を進め、対応力の向上を図る必要がある。

【避難所の維持管理】

- 避難所に指定している公共施設については、緊急時に支障の無いよう、適切な維持管理に努めている。
- ⇒ 避難所は、「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」においても優先的、計画的な維持修繕の対応が必要である。

【物資調達協定等の締結】

- 非常時の物資供給を確保するため、民間事業者と災害時の食料・物資提供に関する協定を締結している。
- ⇒ 事業者との協議を行う等、より一層連携を深めていく必要がある。

【幹線道路整備の促進】

- 町外との物流を担う幹線道路については、計画的な整備と適切な維持管理が行われている。
- ⇒ 今後も計画的な整備を進めるとともに、道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮して整備を進める必要がある。

【上水道施設の適切な管理】

- 老朽化して耐震性の低い、配水池や送水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。
- ⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。

【道路・橋梁の計画的な管理:1-1 再掲】

- 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画や通学路交通安全プログラムに基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 843km、橋梁数 256 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。
- ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業個所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【道路や橋梁の計画的整備及び改修】

- 老朽化した舗装面や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。
また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や道路への土砂堆積のおそれがある。
- ⇒ 道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業個所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。
また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

【避難所の備蓄・設備強化:2-1 再掲】

- 非常用の食料や衛生用品、発電設備等が整備されている指定避難所等が少ない。
- ⇒ 一定の区域内で拠点となる避難所等に、備蓄食料や生活用品、小型発電機等を計画的に備蓄することが必要である。

【避難場所の確保】

- 孤立地域内に指定避難場所又は避難可能な場所がないことが想定される。
- ⇒ 地域に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する必要がある。

【連絡体制の強化:1-4 再掲】

- 固定電話以外の通信手段がない、または1種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。
- ⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。

【ヘリ発着所の確保】

- 山間部においては、小中学校の校庭等、ヘリコプターの発着ができる場所が少ない。
- ⇒ 道路が寸断された際の、ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める必要がある。

【道路・橋梁の計画的な管理:1-1 再掲】

- 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画や通学路交通安全プログラムに基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 843km、橋梁数 256 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。
- ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業個所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【道路や橋梁の計画的整備及び改修:2-1 再掲】

- 老朽化した舗装面や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。
また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危

険箇所が多く、災害時、道路の損傷や道路への土砂堆積のおそれがある。

⇒ 道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業箇所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。

また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

【広域医療体制の構築】

○ 地域医療の確保のため、盛岡医療圏での医療機関相互の機能分担と連携を行っている。

⇒ 引き続き、より一層の連携強化により救急医療体制の充実を図る必要がある。

【保健・医療・福祉の連携強化】

○ 関係機関とは協力・連携関係の構築を進めている。

⇒ 災害時には、避難行動要支援者に加え、要介護者や来訪者への対応が必要となり、マンパワーの不足等が想定され、連携体制を「災害」という視点から、再度見直すとともに、医療・保健・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る必要がある。

【生涯を通じた健康づくりの推進】

○ メタボリックシンドローム該当者割合は県平均と比較し、高い状況となっていることから、特定保健指導の該当者に対して意識啓発に努めている。また、各種がん検診や節目総合健診を実施し、がんの早期発見（早期治療）に努めている。

⇒ 生涯を通じた健康づくりの推進に向け、対象となる町民の各種検診受診率の向上を図り、健康情報の把握に努め、適切な保健指導体制のもと、町民一人ひとりが日頃から健康増進に努めていく必要がある。

【こころの健康づくりの推進】

○ 被災体験や避難生活等によるストレスや、被災による生活再建への不安などにより、心身の不調をきたしやすい。

⇒ 心身の不調を感じる人たちの気持ちを傾聴できる人材を養成するとともに、傾聴ボランティア団体の活動を支援するなど、心のケアに対応できる相談体制を充実する必要がある。

【男女共同参画に配慮した支援】

○ 被災時に置かれた状況は千差万別であり、避難生活ではさまざまな問題が生じるケースがある。

⇒ 日頃から、性別や立場の違いを認識しお互いを尊重する意識啓発に取り組むとともに、相談体制の充実を図る必要がある。

【都市機能寸断時のバックアップ体制構築】

○ 非常用発電設備等、電気については整備が進んでいる施設もあるが、水道・通信が寸断された場合の対応については脆弱な部分がある。

⇒ 電気・水道・通信等の都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する必要がある。

【医療体制の強化】

○ 県内自治体との災害時応援協定を締結する等、医療体制確保に努めている。

⇒ 災害時における医療救護活動を迅速かつ適切に行うため、連携体制を構築し医療体制の充実を図る必要がある。

【消防・救急体制の強化】

○ 消防業務は広域組合で行っており、日ごろから町消防団との連携を強化する取り組みを進めている。また、消防車両や屯所等の消防設備・施設は、老朽化し、更新時期を迎えているものも多い。

⇒ 引き続き消防団との連携強化を進めるとともに、医療機関を含めた消防・救急・救助の体制整備を進める必要がある。消防設備・施設の計画的な更新が必要である。

【地域防災力の強化】

○ 少子高齢化や就業形態の多様化等の要因により、消防団員の確保が困難であることや、団員の高齢化が進んでいる。平成 25 年の大雨洪水災害時より、地域コミュニティにおける自主防災組織の重要性が見直され、地域における防災活動の強化がますます重要となっている。

⇒ 消防団員の活動内容周知により団員確保に努めるとともに、自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む必要がある。

【交通ネットワークの形成】

○ 鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。災害時の物資輸送について応援協定を締結している。

⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。路線バス事業者、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制整備が必要である。

【応急手当講習会等の開催】

○ 防災士については普通救急救命講習を受講済みであるが、地域住民の受講は限定的である。

⇒ 災害発生の初期は、地域住民が相互に応急手当を行うケースが想定されることから、講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む必要がある。

【道路・橋梁の計画的な管理:1-1 再掲】

○ 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画や通学路交通安全プログラムに基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 843km、橋梁数 256 に及び、維持補修工事や整備事業が追い付いていない。

⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業箇所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【道路や橋梁の計画的整備及び改修:2-1 再掲】

- 老朽化した舗装面や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追い付いていない。
また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や道路への土砂堆積のおそれがある。
- ⇒ 道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業個所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。
また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【保健師等による健康・管理の強化】

- 生活環境の変化により、体調を崩す住民や持病の悪化に不安を抱く住民が見られる。
- ⇒ 医師と保健師が連携し、避難住民に対する相談・指導により感染症等の発生を抑制するとともに、不安感の低減を図る必要がある。

【感染症予防の強化】

- 乳幼児の対象年齢内での未接種者がいるほか、高齢者が接種する定期予防接種の接種率が低い傾向にある。
- ⇒ 感染症に関する正しい知識の普及や接種勧奨を行い、接種率向上に向けた取り組みを進める必要がある。

【上水道施設の適切な管理:2-1 再掲】

- 老朽化して耐震性の低い、配水池や送水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。
- ⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。

【下水道施設の適切な管理:】

- 汚水処理施設の老朽化が進み、有収率の低下がみられる。
- ⇒ 施設の更新や修繕・耐震化、統廃合について計画的な実施が必要である。

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する。

3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

【庁舎の機能強化】

- 災害時に防災拠点となる、庁舎、消防分署、福祉センター等については耐震基準を満たしている。
- ⇒ 庁舎等の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。

【業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施】

- 重要業務を継続するための、業務継続計画は策定済みとなっている。
- ⇒ 災害時に重要業務を継続するため、定期的に更新するとともに業務継続計画に基づいた訓練を実施する必要がある。

【住民データの保全】

- 住民の個人データ、税関係データ等については、適切にバックアップを確保している。
- ⇒ 災害時に住民データを復旧する体制の整備について強化していく必要がある。

【協働による地域づくりの推進】

- 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。
- ⇒ 町民一人ひとりがまちづくりに参画し、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

目標4 必要最低限のライフライン等を確保する。

4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン、上下水道施設等の長期間にわたる機能の停止

【関係機関との連携強化:1-4 再掲】

- 道路管理者や電力会社等と、災害時の連携協定を締結する等、被害低減に向けた取り組みを進めている。

⇒ 今後も関係機関との連携強化を図るとともに、地域住民や町内会等との協力体制も整備する必要がある。

【省エネルギー・再生可能エネルギー利用推進】

- 環境学習の実施による環境意識の向上やクリーンエネルギー設備導入補助、公共施設への再生可能エネルギー設備の導入が進められている。

⇒ エネルギーコストの削減や環境負荷の低減、災害時に備えた再生可能エネルギーによる発電設備や蓄電設備の普及を図る必要がある。

【上水道施設の適切な管理:2-1 再掲】

- 老朽化して耐震性の低い、配水池や送水管等の耐震化を計画的に進めている。また、緊急時に備え給水タンクや非常用給水袋を備蓄している。

⇒ 今後も適切な維持管理を行うとともに、災害時には長期的な断水がないよう配慮して計画的に更新を進める必要がある。また、引き続き、給水タンクや非常用給水袋の備蓄を進める必要がある。

【下水道施設の適切な管理:2-4 再掲】

- 汚水処理施設のが老朽化が進み、有収率の低下がみられる。

⇒ 施設の更新や修繕・耐震化、統廃合について計画的な実施が必要である。

4-2 通信インフラの麻痺・機能停止

【災害時応援協定等の締結:2-1 再掲】

- 災害に係る協定については、随時進めているが、災害の多様化に伴い、協定の結ばれていない分野もある。

⇒ 関係機関との協定やホットライン構築を進め、対応力の向上を図る必要がある。

【情報伝達手段の整備:1-5 再掲】

- 町からのプッシュ型情報伝達手段として、同報系防災行政無線、緊急速報メール、町 Twitter 等がある。防災行政無線の新規格への更新は令和2年度に完了した。

⇒ 多様な情報伝達手段を確保するとともに、防災行政無線により各世帯に情報を伝える体制を整備する必要がある。

【連絡体制の強化:1-4 再掲】

- 固定電話以外の通信手段がない、または 1 種類の通信手段のみである地域は、交通や情報の遮断により孤立するおそれがある。災害時における応援協定を関係団体と締結している。
- ⇒ 孤立のおそれがある地域との連絡・通信手段を確保し、連絡体制を強化するとともに、事前に世帯状況を把握した避難訓練の実施のほか関係団体等と連絡体制を強化する必要がある。

4-3 地域ネットワーク交通の機能停止

【交通ネットワークの形成:2-3 再掲】

- 鉄道・バス等の交通機関はあるが、点在する集落までの移動手段がタクシー・自家用車に限られている。災害時の物資輸送について応援協定を締結している。
- ⇒ 被災後の支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを、住民をはじめ関係機関と連携しながら整備する必要がある。路線バス事業者、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制整備が必要である。

【道路・橋梁の計画的な管理:1-1 再掲】

- 舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画や通学路交通安全プログラムに基づいた維持補修・整備を進めているが、町道は総延長 843km、橋梁数 256 に及び、維持補修工事や整備事業が追いついていない。
- ⇒ 災害時の救助や救援活動、物流が滞らないよう、幹線道路を中心に、優先度の高い事業個所から計画的な補修・整備事業を進め、適切な維持管理を行う必要がある。

【道路や橋梁の計画的整備及び改修:2-1 再掲】

- 老朽化した舗装面や橋梁も多く、道路改良工事や橋梁改修が追いついていない。
また、孤立化するおそれのある地域は、アクセス道路が一本しかなく、急こう配や急カーブ等の危険箇所が多く、災害時、道路の損傷や道路への土砂堆積のおそれがある。
- ⇒ 道路整備計画、橋梁長寿命化計画等に基づき、優先度の高い事業個所から効率的に道路整備・改良及び橋梁改修を行う必要がある。
また、アクセス道路の複数化等、孤立集落の発生を低減する道路ネットワークを整備する必要がある。

5-1 ため池、ダム等の防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生

【森林保全の促進:1-3 再掲】

- 森林保全のための森林資源の循環利用のほか、治山事業として広大な林野の各所に施設を配置している。また、林野火災に対して、盛岡地区山火事防止対策推進協議会との連携や予防運動を実施、初期消化体制の整備をしている。
- ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止等の事業を促進する必要がある。また、引き続き関係各所と連携を図り、林野火災予防思想の普及、徹底を進めるとともに、消火資機材の配備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。

【防災重点ため池の適切な管理:1-2 再掲】

- 防災重点ため池は8ヶ所あるが、地域の水利組合と町が連携して監視及び管理体制をとり、また、地域住民への周知体制を整えている。
- ⇒ 関係者が連携して適切に管理していくとともに、地域住民への周知を図る必要がある。

【防災ダムの適切な管理:1-2 再掲】

- 河川上流部に農地の保全を目的とした県事業による防災ダムが整備されている。既存施設の定期点検及び整備を実施し、放流の際の住民への周知体制を整えている。
- ⇒ 定期的な点検及び整備を実施し洪水災害を防止するとともに、住民への周知を図る必要がある。

【火山災害対策の推進:1-3 再掲】

- 気象庁が常時観測を必要と位置付けている岩手山、秋田駒ヶ岳は、火山防災協議会を設置し、対策を進めており、火山防災マップや避難計画を作成している。
- ⇒ 関係機関との連携による火山活動の観測や火山噴火に関する警戒情報や避難情報を町民や観光客に対し迅速かつ的確に伝える体制の整備、火山防災訓練を実施する必要がある。

【土砂災害対策の推進:1-3 再掲】

- 土砂災害危険個所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。
- ⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を進める必要がある。

【防災マップの活用:1-2 再掲】

- 町内の土砂災害警戒区域、浸水想定区域等を示した防災マップを作成し、各世帯に配布済みである。

⇒ 防災マップを活用し、適切な土地利用の誘導を行うとともに、地域の危険箇所を事前に周知し、地域における避難訓練等を通じて災害に備える必要がある。

5-2 農地・森林等の荒廃による土砂災害の発生

【農業者の育成と経営安定化】

- 高齢化や後継者不足等により、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が増加しており、受け手である地域の中心的な経営体の経営面積が拡大している。
- ⇒ 若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制を図る必要がある。また、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を図るため、集落営農の組織化や法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る必要がある。

【農地の保全:1-2 再掲】

- 農業従事者の減少などにより農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。
- ⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。

【森林保全の促進:1-3 再掲】

- 森林保全のための森林資源の循環利用のほか、治山事業として、広大な林野の各所に施設を配置している。また、林野火災に対して、盛岡地区山火事防止対策推進協議会との連携や予防運動を実施、初期消化体制の整備をしている。
- ⇒ 災害防止機能を持つ森林を適切に保全するため、造林や間伐を進めるとともに、危険箇所については、予防治山、地すべり防止等の事業を促進する必要がある。また、引き続き関係各所と連携を図り、林野火災予防思想の普及、徹底を進めるとともに、消火資機材の配備や消防訓練等により消火体制を強化する必要がある。

【鳥獣被害対策の推進】

- 野生鳥獣による農作物被害が拡大している。鳥獣被害対策に従事する町猟友会を中心とした狩猟者が高齢化等により減少している。
- ⇒ ニホンジカやイノシシなど新たな鳥獣被害に対応した効果的な捕獲方法を検討する必要がある。鳥獣被害防止活動の担い手である狩猟者の確保対策を実施する必要がある。

【土砂災害対策の推進:1-3 再掲】

- 土砂災害危険個所の指定は完了しており、緊急度の高い箇所、事業の採択基準に合う箇所から順次対策工事が進められている。また、一定面積以上の開発計画について都市計画法に基づいた開発許可制度により、開発区域及びその周辺地域における災害の防止に努めている。
- ⇒ 国や県と連携し、地すべり防止対策、土石流対策、山地災害予防、急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、整備した防災インフラの適正管理を行う必要がある。また、土地の利用に関して、各種条例、規則等の運用により、適切な利用を進めるほか、国土利用計画等に基づいた計画的な土地の利用を

進める必要がある。

5-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害

【農畜産物の販売】

- 消費者に対する魅力と情報の発信不足により、特産品や町内産農畜産物の効果的な販売体制が構築できていない状況となっている。
- ⇒ 消費者、流通関係者へ情報を発信するとともに、インターネット販売のほか観光業など他産業と連携しながら販路拡充の必要がある。

【農畜産物の6次産業化】

- 農畜産物を加工販売する起業家が増えるなど6次産業化の多様な取り組みがされている。地元食材を加工する工場が少ないため、食品加工施設において町内産農畜産物を活用してもらうことや新たな食品加工施設の誘致及び施設整備を求める声がある。
- ⇒ 6次産業化を目指す農業者や小規模事業所など、多様な経営体を育成・支援し、6次産業化を促進する必要がある。また、生産・加工・販売体制の連携体制を構築し、地域資源の活用を促進する必要がある。

【各種情報の的確な発信】

- 観光大使によるPRのほか、観光ホームページやパンフレット、動画などを作成し、多様なメディアを活用した情報発信を進めている。
- ⇒ デジタルマーケティングの活用を進めるなど、効果的なプロモーション体制の構築を図り、多様なメディアを活用した正確な情報発信を強化し、災害発生後の風評被害を防ぐとともに、町内の Wi-Fi 環境の拡充を図り、的確な情報発信体制を整える必要がある。

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【災害廃棄物処理計画の策定】

- 災害廃棄物の円滑な処理を行うための、災害廃棄物処理計画が未策定である。
- ⇒ 大量に発生することが予想される災害廃棄物を、迅速に処理するために必要な事項を定める災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築することが必要である。

6-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域を支える人材の流出や地域コミュニティの崩壊

【生きる力を育む教育の充実】

- 本町の児童生徒は、規範意識や地域の愛着度が高いが、急速に進む少子高齢化や人口減少、高度情報化の進展により、教育の現場にもICTの活用が求められる等社会情勢の変化は、子どもたちを取り巻く環境を大きく変えつつある。
- ⇒ 「知・徳・体・公」の調和のとれた教育を基本に、規範意識や地域への愛着を活かし、地域と関わっていくことができる児童生徒の育成に努めていく必要がある。

【芸術文化の振興とスポーツの推進】

- 災害からの再建期間においては、被災者の心をケアすることが重要である。
- ⇒ 心の豊かさをもたらし、人との交流機会となる、芸術・文化・スポーツの振興を進める必要がある。

【地域で学ぶ環境と地元学業支援】

- 平成 29 年度から平成 30 年度において、児童数の減少により 10 校の小学校を 5 校に統廃合したが、今後もさらに児童数の減少が見込まれている。また、雫石高等学校の入学人数も減少している。
- ⇒ 地域ぐるみで学習する体制を整え、地域に根差した魅力あふれる学校づくりの実現と、児童・生徒の学ぶ機会をつくる必要がある。また、「雫石高校将来ビジョン」の具体的な事業に取り組み、雫石高校の魅力づくりを進める必要がある。

【ボランティア・NPO活動の支援】

- 町総合福祉センターをボランティア活動拠点として、ボランティアセンターが主体的に調整役やボランティア情報紙発行等の活動を行っている。
- ⇒ 社会福祉協議会等との連携を強化しボランティア活動を充実するとともに、ボランティア団体やNPO法人の活動を支援する必要がある。

【子育て支援の充実】

- 社会状況の変化により、核家族化の進行、共働き世帯が増加するなか、子育て支援ニーズについても増加、多様化がみられる。また、災害初期から再建までの期間においては、保護者が身近に相談できる場所や、子どもたちの安心で安全な居場所の確保等、子育ての環境整備が求められる。
- ⇒ 多様化、増加するニーズを捉え、適切な支援サービスを提供し、地域内において妊娠期から子育て

期にわたる切れ目のない総合的な支援をする必要がある。また、子育てに関する相談支援や経済的支援を行う必要がある。

【コミュニティ活動の活性化】

- 各地域で子どもや若者が減り高齢化が進む中で、日常生活や地域活動など様々な分野に課題を抱えており、従来の行政区単位では、復旧・復興に携わる人材確保が難しい。
- ⇒ 住民が互いに助け合い、地域をより良くすることを目的として行われる地域コミュニティ組織の活動が多方面に発展できるよう特色ある地域づくりの取り組みを進めるとともに、地域住民が主体となつて行う活動の拠点機能の公共施設への集約や、小学校跡地の活用策の検討など、コンパクト・プラス・ネットワークに基づく「交流拠点」の整備検討を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを支援する必要がある。

【協働による地域づくりの推進:3-1 再掲】

- 人口減少等による行政資源の減少により、これまでの公共サービスを行政のみで担うことが困難となっている。
- ⇒ 町民一人ひとりがまちづくりに参画し、持続可能な地域づくりを進める必要がある。

【移住促進と関係人口拡大】

- 地域の人口が減少し、高齢化が進んでおり、地域を支える担い手が不足している。観光をはじめ、地域内外の多様な主体とのつながりを生かし、活発な交流があり、多様化する地域課題の解決や地域経済の活性化を図ることが求められている。
- ⇒ 町外からの転入者の増加に努める。地域づくりやまちづくりに多様な形で関わり、何らかの形で応援してくれる関係人口を創出・拡大し、地域の担い手となる新たな人材を創出・育成する必要がある。

6-3 産業の停滞

【農業者の育成と経営安定化:5-2 再掲】

- 高齢化や後継者不足等により、農作業委託や農地の貸出を希望する農家が増加しており、受け手である地域の中心的な経営体の経営面積が拡大している。
- ⇒ 若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制を図る必要がある。また、農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図りながら、農業経営の安定化を図るため、集落営農の組織化や法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る必要がある。

【農地の保全:1-2 再掲】

- 農業従事者の減少などにより農地の荒廃、耕作放棄地等が増加しており、農地の持つ水源涵養機能が低下している。
- ⇒ 農業振興地域整備計画の適切な運用を図りながら、農地の保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める必要がある。

【農畜産物の安定生産】

- 水稻を基幹として、畜産や野菜、花き等による複合経営のほか、麦や大豆などの土地利用型作物の生産が行われている。
- ⇒ 農業従事者が減少しているため、労働力の省力化を図る施設・設備の導入支援や生産技術の向上を図り、生産の維持・拡大を推進する必要がある。

【観光資源の環境整備】

- 町内に多くの景勝地や温泉地、観光関連施設があるが、老朽化が進み修繕箇所が年々増加傾向にある。
- ⇒ 魅力ある観光地とするため景勝地や温泉地、観光関連施設の保全を図る必要がある。

【商工業の育成・支援】

- 中小企業者、あるいは、個人事業者の中には、消費者の購買行動や流通経路の変化により、事業を廃止・縮小することがあるため、町民の日常の買い物が困難になるケースが見受けられる。また、事業経営者の高齢化による後継者の不在や、求人企業と求職者のミスマッチによる人材不足が生じている。
- ⇒ 人材の確保と育成を支援し、後継者不足を解消する必要がある。利子補給等のほか経営力強化支援・創業支援に取り組み、商工業の持続的発展を支える必要がある。高校生の地元就職支援や働き手と事業者のマッチングが必要となっている。

第5章 脆弱性評価に基づく対応方針

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえ、起きてはならない最悪の事態に対するための施策を本章第1節において設定した。また、本章第2節に、施策分野ごとの施策に分け整理し、本章第3節において、重点施策を設定した。

第1節 起きてはならない最悪の事態ごとの施策

本計画においては、国・県の計画における個別施策分野及び横断的分野を参考に、第三次雫石町総合計画等の施策分野も勘案し、次のように4つの個別施策分野と3つの横断的施策分野を設定した。

(1) 個別施策分野

- ①行政機能 … 教育、公共施設等
- ②保健・医療・福祉 … 健康管理、医療体制、地域支援、子育て等
- ③産業 … 農業、観光業、商工業
- ④安全・安心 … 防災、住宅、都市基盤(ライフライン)、交通、エネルギー、廃棄物処理等

(2) 横断的施策分野

- ①リスクコミュニケーション … 周知、情報提供、防災意識啓発、支援体制連携等
- ②老朽化対策 … 公共施設、社会基盤等
- ③人口減少・少子高齢化対策 … 共助、地域コミュニティの維持・強化等

第4章で示した脆弱性評価の結果を踏まえた、起きてはならない最悪の事態ごとの施策は、次のとおりである。

なお、重点施策として詳細を本章第3節に記載するものには**重**の文字を表中に付した。併せて、複数の起きてはならない最悪の事態に対する施策となるため、再掲している施策については、初出の最悪の事態の番号を「再掲元」として記載した。

●起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)ごとの施策

目標1 直接死を最大限防ぐ				
1-1 建物等の複合的・大規模倒壊や住宅地における火災による死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能 老朽化対策	学校施設等の計画的な施設更新整備	・計画的な改修・更新を進める。		重
	社会教育施設等の計画的な施設更新整備	・計画的な改修・設備更新を進める。		
	公共施設の管理	・「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」にて解体の方針を明確化する。 ・公共施設の改修・更新については防災マップの情報と照らし合わせて検討する。		重
保健・医療・福祉 老朽化対策	福祉施設等の防災・減災対策	・福祉施設の適切な防災・減災対策を指導する。 ・福祉施設の防災・減災対策に対し、必要な支援を行う。		重
産業 老朽化対策	観光施設の計画的な施設更新整備	・計画的な改修・設備更新を進める。 ・避難所に準じた機能確保・強化を行う。		
安全・安心	狭あい道路の解消等による都市機能の強化	・狭あい道路の解消に向けた取り組みを進める。		
	電柱等の倒壊防止	・既存電柱の倒壊防止対策を進める。		
	施設における避難訓練の実施	・一般来場者を含めた避難訓練を継続的に実施する。		重
安全・安心 老朽化対策	木造住宅の耐震化	・適切な情報を提供し、木造住宅の耐震診断を促進する。		
	公園の計画的修繕	・公園利用者の安全確保に配慮しつつ、計画的に修繕等を進める。		
	公営住宅の老朽化対策	・適切な維持管理を行う。 ・計画的な建て替えの検討を行う。		
	道路・橋梁の計画的な管理	・計画的な補修・整備を進める。 ・適切な維持管理を行う。		重
安全・安心 人口減少・少子高齢化対策	空き家対策の推進	・特定空き家認定及び空き家バンクの活用等、総合的な空き家対策を進める。		

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	農地の保全	・農地保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める。		
	防災重点ため池の適切な管理	・関係者が連携し適切に管理する。 ・地域住民への周知を図る		
	防災ダムの適切な管理	・定期的な点検及び整備を実施する。 ・住民への周知を図る。		
安全・安心	堆積土砂浚渫	・河川の浚渫を実施する。 ・実施について管理者に要望する。		重
	国・県管理河川改修の促進	・早期の事業完了を国・県に働きかける。		
安全・安心 リスクコミュニケーション	防災マップの活用	・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の周知や避難訓練を実施する。		重

1-3 大規模な火山噴火・土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能 老朽化対策	公共施設の管理	・「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で解体の方針を明確にする。 ・公共施設の改修・更新については防災マップの情報と照らし合わせて検討する。	1-1	
産業	森林保全の促進	・造林や間伐を進める。 ・予防治山、地滑り防止などの事業を促進する。 ・林野火災予防体制の推進		
安全・安心	火山災害対策の推進	・関係機関と連携し、火山活動に注視する。 ・情報伝達体制を整備する。 ・火山防災訓練を実施する。		
	土砂災害対策の推進	・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。		
安全・安心 リスクコミュニケーション	防災マップの活用	・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の把握や避難訓練を実施する。	1-2	重

1-4 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能、安全・安心 リスクコミュニケーション	関係機関との連携強化	・関係機関との連携強化を図る。 ・地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。		
安全・安心	除雪体制の強化	・民間事業者・住民と協力体制し、体制強化を図る。 ・除雪機械の計画的な更新を進める。		重
安全・安心 リスクコミュニケーション	連絡体制の強化	・孤立の恐れがある地域との連絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強化する。		

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
保健・医療・福祉 リスクコミュニケーション	避難困難者への対応強化	・高齢者、障がい者、難病患者、外国人等、これまで以上に要支援者対策を強化する。		
	地域支援体制の強化	・避難行動要支援者の避難行動支援体制を整える。 ・福祉避難所の円滑な受入れ体制を構築する。		
	避難行動要支援者避難行動支援プランの推進	・定期的な更新を行うとともに、制度の周知・啓発に努める。 ・避難行動要支援者個別計画の実施体制を避難支援関係者と連携し強化する。		
安全・安心	情報伝達手段の整備	・多様な情報伝達手段を確保する。 ・防災行政無線による情報伝達体制を整備及び維持管理する。		重
安全・安心 リスクコミュニケーション	避難訓練の実施	・防災知識の普及啓発及び防災意識を高めるため、防災訓練等に取り組む。		
	防災教育の推進	・学校・家庭・地域などが連携した防災教育を進める。		
	防災士や地域のリーダーの養成	・研修会、講習会等の開催等を通じて、リーダーの育成に努める。		

目標2 救助、救急、医療活動等を迅速に行うとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保する				
2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。		
行政機能 リスクコミュニケーション	災害時応援協定等の締結	・連携強化に努め、対応力の向上を図る。		
行政機能 老朽化対策	避難所の維持管理	・計画的な維持修繕を行う。		
安全・安心 リスクコミュニケーション	物資調達協定等の締結	・事業者との協定を進める。		
安全・安心	幹線道路整備の促進	・計画的な整備を進める。 ・道路構造物、電柱等についても、災害時に物流を妨げないよう配慮し整備を進める。		
安全・安心 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	・適切な維持管理を行う。 ・計画的に更新する。 ・給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。		重
	道路・橋梁の計画的な管理	・計画的な補修・整備を進める。 ・適切な維持管理を行う。	1-1	重
	道路や橋梁の計画的整備及び改修	・優先度の高い事業個所の道路整備・改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。		重

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	避難所の備蓄・設備強化	・備蓄食料や衛生用品等を計画的に備蓄する。	2-1	
安全・安心 リスクコミュニケーション	避難場所の確保	・地域内に安全な場所や家を予め定め、避難場所を確保する。		
	連絡体制の強化	・孤立の恐れがある地域の連絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強化する。	1-4	
	ヘリ発着所の確保	・ヘリコプターによる救助に備え、発着場所の確保を進める。		

安全・安心 老朽化対策	道路・橋梁等の計画的な管理	・計画的な補修改修を進める。 ・適切な維持管理を行う。	1-1	
	道路や橋梁の計画的整備及び改修	・優先度の高い事業個所の道路整備・改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。	2-1	重

2-3 消防・医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺				
分野	施策	手段	再掲元	重点
保健・医療・福祉	広域医療体制の構築	・連携強化により救急医療体制の充実を図る。		
	保健・医療・福祉の連携強化	・保健・医療・福祉の関係機関が平時から情報共有を図る。		
	生涯を通じた健康づくりの推進	・生涯を通じた健康づくりの推進に向け、健康診断受診率の向上を図り、適切な保健指導の充実に努める。		
	こころの健康づくりの推進	・人材育成やボランティア団体の活動支援により、相談体制を充実する。		
	男女共同参画に配慮した支援	・性別の違いを認識し、お互いを尊重する意識啓発に取り組む。 ・相談体制の充実を図る。		
	都市機能寸断時のバックアップ体制構築	・電気・水道・通信等の都市機能が寸断したケースを想定し、医療体制を構築する。		
保健・医療・福祉 リスクコミュニケーション	医療体制の強化	・災害時における医療体制の充実を図る。		
安全・安心	消防・救急体制の強化	・医療機関等も含めた消防・救急・救助の体制整備を図る。 ・消防車両をはじめとした消防設備・施設を計画的に更新する。		重
	地域防災力の強化	・消防団員の確保に努める。 ・自主防災組織等、地域住民の協力により、防災力強化に取り組む。		
	交通ネットワークの形成	・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。 ・路線バス事業者、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制を整備する。		重
リスクコミュニケーション	応急手当講習会等の開催	・講習会等の開催により、普及・啓発に取り組む。		

安全・安心 老朽化対策	道路・橋梁の計画的な管理	- 適切な維持管理を行う。 - 計画的な補修・整備を進める。	1-1	
	道路や橋梁の計画的整備及び改修	- 優先度の高い事業個所の道路整備・改良を行う。 - 効率的な橋梁の維持補修を行う。	2-1	重

2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
保健・医療・福祉	保健師等による健康・管理の強化	- 避難者の不安を軽減できるよう県健康管理マニュアルに沿った健康管理に努める。 - 手洗い等衛生管理の普及啓発とともに、消毒液など衛生資材を確保する。		
	感染症予防の強化	感染症に関する正しい知識の普及や接種勧奨を行い、接種率向上に向けた取り組みを推進する。		
安全・安心 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	- 適切な維持管理を行う。 - 計画的に更新する。 - 給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。	2-1	重
	下水道施設の適切な管理	施設の更新や修繕・耐震化、統廃合について計画的に進める。		重

目標3 必要不可欠な行政機能を維持する				
3-1 町の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	庁舎の機能強化	・適切な維持管理を行う。 ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化等、災害拠点としての機能強化を図る。		重
	業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施	・業務継続計画を定期的に更新する。 ・業務継続計画に基づいた訓練を実施する。		
	住民データの保全	・住民データを復旧する体制の整備を図る。		
人口減少・少子高齢化対策	協働による地域づくりの推進	・町民等の参画による持続可能な地域づくりを進める。		

目標4 必要最低限のライフライン等を確保する				
4-1 電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーン、上下水道施設等の長期間にわたる機能の停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能、安全・安心 リスクコミュニケーション	関係機関との連携強化	・関係機関との連携強化を図る。 ・地域住民や自治会等との協力体制の整備を進める。	1-4	
安全・安心	省エネルギー・再生可能エネルギーの利用推進	・エネルギーコストの削減や環境負荷の低減を図る。 ・再生可能エネルギーによる発電設備や蓄電設備の普及を図る。		
安全・安心 老朽化対策	上水道施設の適切な管理	・適切な維持管理を行う。 ・計画的に更新する。 ・給水タンクや非常用給水袋を備蓄する。	2-1	重
	下水道施設の適切な管理	・施設の更新や修繕・耐震化、統廃合について計画的に進める。	2-4	重

4-2 通信インフラの麻痺・機能停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能 リスクコミュニケーション	災害時応援協定等の締結	・連携強化に努め、対応力の向上を図る。	2-1	
安全・安心	情報伝達手段の整備	・多様な情報伝達手段を確保する。 ・防災行政無線による情報伝達体制を整備及び維持管理する。	1-5	重
安全・安心 リスクコミュニケーション	連絡体制の強化	・孤立の恐れがある集落の連絡体制を強化する。 ・事前に世帯状況を把握した避難訓練等を実施する。 ・関係団体等と連絡体制を強化する。	1-4	

4-3 地域ネットワーク交通の機能停止				
分野	施策	手段	再掲元	重点
安全・安心	交通ネットワークの形成	・支援ルートの確保とともに、人員・物資を輸送する交通ネットワークを整備する。 ・路線バス事業者、タクシー業者、観光バス事業者等も含めた公共交通体制を整備する。	2-3	重
安全・安心 老朽化対策	道路・橋梁の計画的な管理	・適切な維持管理を行う。 ・計画的な補修・整備を進める。	1-1	重
	道路や橋梁の計画的整備及び改修	・優先度の高い事業個所の道路整備・改良を行う。 ・効率的な橋梁の維持補修を行う。	2-1	重

目標5 制御不能な二次災害を発生させない				
5-1 ため池、ダム等の防災インフラの損壊・機能不全や堆積した土砂・火山噴出物の流出による多数の死傷者の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	森林保全の促進	・造林や間伐を進める。 ・予防治山、地滑り防止などの事業を促進する。 ・林野火災予防体制の推進	1-3	
	防災重点ため池の適切な管理	・関係者が連携し適切に管理する。 ・地域住民への周知を図る	1-2	
	防災ダムの適切な管理	・定期的な点検及び整備を実施し農地を保全する。 ・住民への周知を図る。	1-2	
安全・安心	火山災害対策の推進	・関係機関と連携し、火山活動に注視する。 ・情報伝達体制を整備する。 ・火山防災訓練を実施する。	1-3	
	土砂災害対策の推進	・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。	1-3	
安全・安心 リスクコミュニケーション	防災マップの活用	・適切な土地利用の誘導を行う。 ・防災マップを活用し、危険個所の把握や避難訓練を実施する。	1-2	重

5-2 農地・森林等の荒廃による土砂災害の発生				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	農業者の育成と経営安定化	・若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制を図る。 ・農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図る。 ・集落営農の組織化法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る。		重
	農地の保全	・農地保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める。	1-2	
	森林保全の促進	・造林や間伐を進める。 ・予防治山、地滑り防止などの事業を促進する。 ・林野火災予防体制の推進	1-3	
	鳥獣被害対策の推進	・新たな鳥獣被害に対応した効果的な捕獲方法を導入する。		

		・狩猟者の確保対策を実施する。		
	土砂災害対策の推進	・国や県と連携し、地すべり防止対策や土石流対策等を促進する。 ・整備した防災インフラの適正な管理を行う。 ・各種条例や規則の適切な運用や、計画に基づく土地の利用を進める。	1-3	

5-3 観光、地域農産物に対する風評被害等による地域社会への甚大な被害				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	農畜産物の販売	・消費者、流通業者への情報発信をする。 ・インターネット販売のほか観光業など他産業と連携しながら販路拡充する。		
	農畜産物の6次産業化	・多様な経営体を育成・支援し、6次産業化を促進する。 ・生産・加工・販売体制の連携体制を構築し、地域資源の活用を促進する。		
	各種情報の的確な発信	・デジタルマーケティングの活用を進めるなど、効果的なプロモーション体制の構築を図る。 ・町内の Wi-Fi 環境を拡充する。		重

目標6 地域社会・経済を維持・再建・回復する				
6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態				
分野	施策	手段	再掲元	重点
安全・安心	災害廃棄物処理計画の策定	・災害廃棄物を迅速に処理するために必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。 ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。		重

6-2 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域を支える人材の流出や地域コミュニティの崩壊				
分野	施策	手段	再掲元	重点
行政機能	生きる力を育む教育の充実	・「知・徳・体・公」の調和のとれた教育を推進する。		
	芸術文化の振興とスポーツの推進	・芸術・文化・スポーツの振興を進める。		
行政機能 人口減少・少子高齢化対策	地域で学ぶ環境と地元学業支援	・地域に根差した魅力あふれる学校づくりの実現と、児童・生徒の学ぶ機会をつくる。 ・「雫石高校将来ビジョン」の具体的な事業に取り組み、雫石高校の魅力づくりを進める。		
保健・医療・福祉	ボランティア・NPO活動の支援	・社会福祉協議会等との連携を強化しボランティア活動を充実する。 ・ボランティア団体やNPO法人の活動を支援する。		
保健・医療・福祉 人口減少・少子高齢化対策	子育て支援の充実	・適切な子育てサービスを提供し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない総合的な支援をする。 ・子どもや家庭への相談支援や、子育てにかかる経済的支援をする。		重
人口減少・少子高齢化対策	コミュニティ活動の活性化	・地域コミュニティ組織の活動が多方面に発展できるよう特色ある地域づくりの取り組みを進める。 ・コンパクト・プラス・ネットワークに基づく「交流拠点」の整備検討を行い、地域課題の解決に向けた取り組みを支援する。		重
	協働による地域づくりの推進	・町民等の参画による持続可能な地域づくりを進める。	3-1	
	移住促進と関係人口拡大	・町外からの転入者の増加に努める。 ・関係人口を、創出・拡大し、地域の担い手となる新たな人材を創出・育成する。		重

6-3 産業の停滞				
分野	施策	手段	再掲元	重点
産業	農業者の育成と経営安定化	・若手農業者の就農支援や就農希望者の受入れ体制を図る。 ・農地の利用集積や集約など農地利用の効率化を図る。 ・集落営農の組織化法人化の推進のほか、地域の中心経営体の育成を図る。	5-2	重
	農地の保全	・農地保全を図るとともに遊休農地(耕作放棄地)の解消を進める。	1-2	
	農畜産物の安定生産	・農業施設・設備の導入支援や生産技術の向上を図り、生産の維持・拡大を進める。		
	観光資源の環境整備	・景勝地や温泉地、観光関連施設の保全を図る必要がある。		重
	商工業の育成・支援	・人材の確保と育成を支援する。 ・経営力強化支援・創業支援に取り組み、商工業の持続的発展に取り組む。 ・高校生の地元就職支援や事業者と働き手のマッチングを進める。		

(1) 個別施策分野

① 行政機能

- ・学校施設等の計画的な施設更新整備
- ・社会教育施設等の計画的な施設更新整備
- ・公共施設の管理
- ・関係機関との連携強化
- ・災害時応援協定等の締結
- ・避難所の備蓄・設備強化
- ・避難所の維持管理
- ・庁舎の機能強化
- ・業務継続計画の定期更新と継続訓練の実施
- ・住民データの保全
- ・地域で学ぶ環境と地元学業支援
- ・芸術文化の振興とスポーツの推進
- ・生きる力を育む教育の充実

② 保健・医療・福祉

- ・福祉施設等の防災・減災対策
- ・避難困難者への対応強化
- ・地域支援体制の強化
- ・避難行動要支援者避難行動支援プランの推進
- ・医療体制の強化
- ・広域医療体制の構築
- ・保健・医療・福祉の連携強化
- ・生涯を通じた健康づくりの推進
- ・こころの健康づくりの推進
- ・都市機能寸断時のバックアップ体制構築
- ・男女共同参画に配慮した支援
- ・保健師等による健康・管理の強化
- ・感染症予防の強化
- ・ボランティア・NPO活動の支援
- ・子育て支援の充実

③産業

- ・観光施設の計画的な施設更新整備
- ・農地の保全
- ・防災重点ため池の適切な管理
- ・防災ダムの適切な管理
- ・森林保全の促進
- ・農業者の育成と経営安定化
- ・鳥獣被害対策の推進
- ・各種情報の的確な発信
- ・農畜産物の販売
- ・農畜産物の6次産業化
- ・農畜産物の安定生産
- ・観光資源の環境整備
- ・商工業の育成・支援

④安全・安心

- ・木造住宅の耐震化
- ・空き家対策の推進
- ・狭あい道路の解消等による都市機能の強化
- ・公園の計画的修繕
- ・電柱等の倒壊防止
- ・施設における避難訓練の実施
- ・公営住宅の老朽化対策
- ・道路・橋梁の計画的な管理
- ・防災マップの活用
- ・下水道施設の適切な管理
- ・堆積土砂浚渫
- ・国・県管理河川改修の促進
- ・火山災害対策の推進
- ・土砂災害対策の推進
- ・関係機関との連携強化
- ・除雪体制の強化
- ・連絡体制の強化
- ・情報伝達手段の整備
- ・防災士や地域のリーダーの養成
- ・防災教育の推進
- ・避難訓練の実施
- ・物資調達協定等の締結
- ・上水道施設の適切な管理
- ・幹線道路整備の促進
- ・道路や橋梁の計画的整備及び改修

- ヘリ発着所の確保
- 避難場所の確保
- 消防・救急体制の強化
- 地域防災力の強化
- 交通ネットワークの形成
- 省エネルギー・再生可能エネルギーの利用推進
- 災害廃棄物処理計画の策定

(2) 横断的施策分野

① リスクコミュニケーション

- ・防災マップの活用
- ・関係機関との連携強化
- ・連絡体制の強化
- ・防災士や地域のリーダーの養成
- ・防災教育の推進
- ・避難困難者への対応強化
- ・地域支援体制の強化
- ・避難行動要支援者避難行動支援プランの推進
- ・災害時応援協定等の締結
- ・物資調達協定等の締結
- ・ヘリ発着所の確保
- ・避難場所の確保
- ・応急手当講習会等の開催
- ・避難訓練の実施
- ・医療体制の強化

② 老朽化対策

- ・学校施設等の計画的な施設更新整備
- ・木造住宅の耐震化
- ・社会教育施設等の計画的な施設更新整備
- ・福祉施設等の防災・減災対策
- ・観光施設の計画的な施設更新整備
- ・公園の計画的修繕
- ・公共施設の管理
- ・公営住宅の老朽化対策
- ・道路・橋梁の計画的な管理
- ・下水道施設の適切な管理
- ・避難所の維持管理
- ・上水道施設の適切な管理
- ・道路や橋梁の計画的整備及び改修

③ 人口減少・少子高齢化対策

- ・空き家対策の推進
- ・協働による地域づくりの推進
- ・コミュニティ活動の活性化
- ・地域で学ぶ環境と地元学業支援
- ・移住促進と関係人口拡大

第3節 重点施策

第1節で示した施策のうち、影響の大きさ、緊急度、進捗状況、平時の活用等の視点から、計画期間内に優先して取り組む施策を、分野別に「重点施策」として選定する。

なお、重点施策の設定に際しては、「第三次雫石町総合計画前期基本計画」との整合性を図るとともに、施策の進捗状況等を客観的に把握できる指標をKPIとして、進捗管理を図るものとする。KPIについては、特に記載のない場合は令和元年度末(令和2年3月31日)現在の値を現状とし、令和5年度末を目標値として記載する。KPIの進捗管理については、「第三次雫石町総合計画前期基本計画」の進捗管理と合わせ、定期的に行うものとする。

(1) 個別施策分野

第1 行政機能

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
学校施設等の計画的な施設更新整備	学校や調理場の老朽化が進んでいることから、改修や設備更新が必要となっている。	老朽化した施設の改修や設備更新を計画的に進める。	・教育振興基本計画に基づくトイレの洋式化率 62%→80%	最終値
公共施設の管理	施設ごとに適切な維持管理に努めるとともに、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。	・適切な維持管理を行う。 ・個別施策計画で定める施設管理方針を毎年度見直しする。	・施設管理方針の見直し 毎年度の見直し	達成
庁舎の機能強化	庁舎の適切な維持管理に努めるとともに、非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化など、災害拠点としての機能強化を図る必要がある。	・適切な維持管理を行う。 ・非常用発電設備の整備、情報収集・発信手段の多様化等、災害拠点としての機能強化を図る。	・非常用発電設備の更新 未更新→更新 ・重油ボイラー(暖房)・冷却設備(議場の冷房)の老朽化 未更新→更新 ・情報収集・発信手段の多様化に伴う設備の検討 未整備→整備	達成

第2 保健・医療・福祉

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
福祉施設等の防災・減災対策	多発する自然災害等から利用者を守るため、高齢者施設等の防災・減災対策を強化する必要がある。	・耐震化整備、倒壊の危険性のあるブロック塀の改修、非常用自家発電設備・給水施設などの整備等に対して支援を行う。	・福祉施設等改修・整備 未実施→実施	達成
子育て支援の充実	多様化する保育ニーズに対応した教育・保育サービスの提供、相談機能の充実、関係機関との連携による子育て支援体制の強化を図る必要がある。	・保育所等の適切な維持管理 ・子ども子育て支援センター等の関係機関との連携による支援体制の強化。	・保育環境の改善を要する施設数 6施設→0施設	最終値

第3 産業

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
農業者の育成 と経営安定化	農業者が減少するなか、農業に関わる人材育成や経営の安定化、農地や農業施設などの経営基盤の強化による生産の推進、農畜産物の販売や6次産業化などによる活用を進め、これからの時代に対応する魅力ある農林業を展開する必要がある。	・若手農業者の育成支援、就農希望者の技術習得に係る支援を行う。 ・農地の利用集積や集約、スマート農業や圃場整備等農作業の効率化に向けた支援を行う。 ・集落営農の組織化や農業経営体の法人化に向けた支援を行う。 ・農畜産物の効果的な販売や6次産業化の推進により、農業経営の安定化に係る支援を行う。	・農業産出額 H29:83.8 億円 R5:93.1 億円 ・人・農地プラン中心経営体の経営面積 H29:2,403ha R5:3,184ha	最終値
各種情報の的確な発信	観光大使によるPRのほか、観光ホームページやパンフレット、動画などを作成し、多様なメディアを活用した情報発信を進めている。 正確な情報発信をする体制を構築し、災害発生後の風評被害を防ぐ必要がある。	・デジタルマーケティングの活用を進めるなど、効果的なプロモーション体制の構築を図る。 ・町内の Wi-Fi 環境を拡充する。	・観光ホームページアクセス数 34,719 件 →93,000 件	最終値
観光資源の環境整備	町内に多くの景勝地や温泉地、観光関連施設があるが、老朽化が進み修繕箇所が年々増加傾向にあり、観光資源として適切に保全するとともに、観光ニーズに合わせた施設の増強をしていく必要がある。	・主要観光施設である道の駅、雫石銀河ステーションの適切な維持管理や施設の増強を行う。 ・重要施設である温泉設備の維持を図る。	・道の駅入込客数 549,015 人回 →576,000 人回 ・雫石駅入込客数 42,934 人回 →45,000 人回	最終値

第4 安全・安心

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
施設における避難訓練の実施	庁舎の消防計画、自衛消防訓練計画を策定し、非常時に備える必要がある。	・設備の適切な維持管理を行う。 ・非常時を想定した消防計画及び自衛消防訓練計画を策定する。	・避難訓練の実施 年1回→年2回	達成
道路・橋梁の計画的な管理	補修対象箇所や交通安全施設の整備が必要な箇所が多数あるが、補修・整備事業が進んでいない。	舗装維持管理計画、橋梁長寿命化計画、通学路交通安全プログラムに基づき、計画的な改修・補修を進める。	・計画舗装補修面積 15,000 m ² ・橋梁補修件数 10 橋 ・通学路要対策箇所の対策実施数:10 箇所 施設整備延長 2,500m	累積値
防災マップの活用	現在配布済みの防災マップは平成 22 年に作成したものであり、作成から 10 年が経過している。その間、県において土砂災害警戒区域や浸水想定区域等の見直しが行われており、既存の防災マップとの乖離が進んでいる。	・防災マップの掲載情報を最新のものに更新し、住民等に配布する。 ・配布した防災マップを活用し、地域の防災訓練等を通じて、災害発生時の避難行動及び備蓄品の確認など、平常時における防災意識の向上に繋げる。	・防災マップ更新部数 未更新→7,000 部	最終値
下水道施設の適切な管理	公共下水道施設及び農業集落排水施設の老朽化が進み、有収率の低下がみられ、自然災害に対する対策も含めて更新需要が増大している。	・ストックマネジメント計画を策定し、計画的な維持管理を進める。 農業集落排水施設の公共下水道施設への接続を進める。	・ストックマネジメント計画策定 未策定→策定 ・農業集落排水施設の公共下水道への接続件数 0施設→3施設	累積値
堆積土砂浚渫	河川や砂防堰堤に土砂等が堆積し、機能の低下が認められる。	・普通河川に係る通水断面確保のため、堆積土砂の浚渫を計画的に実施する。	・計画浚渫土量 10,000 m ³	累積値

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
除雪体制の強化	町所有除雪機械の老朽化が進んでいる。	・老朽化した除雪機械の計画的な更新を行う。	・除雪機械更新 3 台	累積値
情報伝達手段の整備	・防災行政無線について、電波法令等の改正に伴い、旧規格である既存の無線設備が令和4年 11 月に使用できなくなることから、住民等への迅速かつ確実な情報伝達を行うため、新規格を満たす設備に更新する必要がある。 また、国で推奨する情報の多重化についても、併せて検討する必要がある。	・新規格を満たす設備の導入に向け、複数のシステムの比較検討を行い、当町に最も適したシステムを決定のうえ整備工事を進める。 ・上記に加えて、携帯電話・スマホ等アプリを活用した情報伝達手段を構築し、情報の多重化を図る。	・屋外拡声子局設置数 33 局→82 局 ・アプリ登録数 登録なし →4,000 名	累積値
上水道施設の適切な管理	水道施設設備の老朽化が進んでおり、有収率の低下がみられる。	・中長期的な財政計画や更新計画を策定する。	・財政計画、更新計画の策定 未策定→策定	達成
道路や橋梁の計画的整備及び改修	道路改良必要路線が多数あるが、改良事業が進んでいない。	・道路整備計画等により政策的に整備路線を決定し、事業を実施する。	・道路改良率 64.6%→64.8%	累積値
消防・救急体制の強化	消防屯所の中には築後40年を超え老朽化が進んでいるものがあり、消防団配備のポンプ車の中には20年以上経過する車両がある。また、少子高齢化及び就労形態の多様化に伴い、消防団員が減少傾向にある。 消防庁が定める消防団の装備に関する基準に対し、配備が遅れているものがある。 常備消防のポンプ車、救急車は劣化が進んでいる。	・消防屯所、ポンプ車の適切な維持管理と計画的更新を行う。 ・災害の種類や消防団の活動場面を検討しつつ、安全確保に必要な資機材の導入を進める。 ・広域消防組合との連携をとり消防救急体制の適切な維持管理を行う。	・消防屯所建替え 2箇所 ・消防ポンプ車更新 1台 ・雫石分署ポンプ車更新 1台 ・雫石分署救急車更新 1台	累積値

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
交通ネットワークの形成	町内には、鉄道・バス・タクシーのほか、あねっこバスやスクールバスなど、様々な公共交通機関があり、主に移動手段ごとの整備や支援を行ってきた。今後、限られた資源を有効かつ効果的に活用していくためには、公共交通機関全体としてのあり方を示し、移動手段間の横断的かつ連携した取り組みをしていく必要がある。	・まちづくり、地域づくりに直結する公共交通体系全体のあり方を示し、計画的に総合的かつ横断的な対策と整備が行える環境を整える。 ・交通弱者や日常生活を支える交通移動手段の確保のため、あねっこバスを主体とする生活交通サービスの利便性を高める。	・公共交通網計画 未策定→策定	達成
災害廃棄物処理計画の策定	災害廃棄物を、迅速に処理する災害廃棄物処理計画を策定するとともに、民間事業者とも連携して処理体制を構築する必要がある。	・災害廃棄物を迅速に処理するために、必要な事項を定めた災害廃棄物処理計画を策定する。 ・民間事業者とも連携して処理体制を構築する。	・災害廃棄物処理計画の策定 未策定→策定	達成

(2)横断的分野

第1 リスクコミュニケーション

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
防災マップの活用	—	—	—	再掲(第4 安全・安心)のため省略

第2 老朽化対策

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
学校施設等の計画的な施設更新整備	—	—	—	再掲(第1 行政機能)のため省略
福祉施設等の防災・減災対策	—	—	—	再掲(第2 保健・医療・福祉)のため省略
公共施設の管理	—	—	—	再掲(第1 行政機能)のため省略
道路・橋梁の計画的な管理	—	—	—	再掲(第4 安全・安心)のため省略
道路や橋梁の計画的整備及び改修	—	—	—	再掲(第4 安全・安心)のため省略
下水道施設の適切な管理	—	—	—	再掲(第4 安全・安心)のため省略
上水道施設の適切な管理	—	—	—	再掲(第4 安全・安心)のため省略

第3 人口減少・少子高齢化対策

施策	現状	手段	指標 現状(R1 末時点)→ 目標値(R5 末時点)	備考
子育て支援の充実	—	—	—	再掲(第2 保健・医療・福祉)のため省略
コミュニティ活動の活性化	各 地 区 で 人 口 減 少 が 進み、日常生活や地域活動など様々な分野に課題を抱えている。今後も、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには行政区や団体の枠を超えた担い手の確保と、地域住民の活動拠点の整備や交流の場をつくり、住民同士の見守り・支え合いや、地域の防災力を強化しながら、住民主体の地域づくりに取り組んでいく必要がある。	・各コミュニティ組織が行っている様々な活動に対する支援を継続する。 ・町民が地域づくりに必要と考える自主的・積極的な取り組みを支援する。	・地域コミュニティ組織率 89.2%→100% ・地域運営組織数 0→4	最終値
移住促進と関係人口拡大	地域の人口が減少し、高齢化が進んでおり、地域を支える担い手が不足している。観光をはじめ、地域内外の多様な主体とのつながりを生かした活発な交流があり、多様化する地域課題の解決や地域経済の活性化を図ることが求められている。	・移住・定住支援窓口の設置など移住者受入体制の整備と積極的な情報発信をする。 ・関係人口の創出・拡大とシティプロモーションの展開によるまちづくりへの参画を推進する。	・町外からの協働事業参画者数 0 人→25 人 ※町外から地域づくり活動など町の協働事業に参画した方の年間のべ人数	累積値

(1) 推進体制

町民をはじめ、国、県、民間等とも連携し計画の推進を図るため、本計画の周知に努めるとともに、被害想定や各種リスク情報、取組みの進捗状況を共有しながら、相互に連携して効果的・効率的な取組みの展開を図る。

(2) 計画の進捗管理

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはPDCAサイクル(PLAN(計画策定)、DO(実行)、CHECK(点検・評価)、ACTION(処置・改善))により行う。

具体的には、それぞれの取り組みにおけるKPI指標(重要業績評価指標)を検証し、町民等からの意見を踏まえ見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映する。

(3) 計画の見直し

当町を取り巻く社会・経済情勢等の変化により、第三次雫石町総合計画前期基本計画に変更が生じた場合、また、国・県の強靱化計画が変更された場合など、この計画を変更する必要がある場合には、期間内においても適宜見直しを行う。

<資料>

第5章第3節 重点施策毎の具体的な事業対象については、下表のとおりである。

分野	行政機能			
施策	庁舎の機能強化			
内容	更新・整備理由	対象設備等	開始年度	実施主体
役場庁舎・自家用電気工作物及び非常用発電設備の更新	対応年数経過に伴う更新及び設置場所の変更	自家用電気工作物、非常用発電設備	令和4年度	雫石町
役場庁舎・冷暖房設備の改修	重油方式による暖房設備及び冷却方式による議場・冷房設備の他方式設備への更新	暖房用ボイラー設備、議場用冷房設備	令和4年度	雫石町
情報収集・発信手段の多様化に伴う設備の整備	大規模災害時における災害拠点としての機能強化	会議室(2～3階)、委員会室(3階)、議場 他	令和4年度	雫石町

分野	行政機能・老朽化対策			
施策	公共施設の管理			
内容	区間等	対象施設	開始年度	実施主体
使用見込みのない公有施設の解体	「雫石町公共施設等総合管理計画」に基づく「個別施設計画」で解体の方針の決定	総務課所管施設(普通財産)から解体(鶯宿保健体育施設駐車場便所、旧剣道場、旧塵芥処理場倉庫 他)	令和2年度	雫石町

分野	安全・安心			
施策	施設における避難訓練の実施			
内容	区間等	現状	開始年度	実施主体
庁舎避難訓練の実施回数の増	第一四半期、第三四半期に、訓練想定を変えて実施	毎年度、一回の実施	令和3年度	雫石町

分野	安全・安心、老朽化対策			
施策	道路・橋梁の計画的な管理			
内容	区間等	計画期間事業費・事業内容	事業期間	実施主体
(道路メンテナンス事業補助) 町道雫石環状線ほか橋梁補修事業	雫石町内	事業費:300 百万円 橋梁補修 10 橋	令和2～5年度	雫石町
(道路メンテナンス事業補助) 町道雫石環状線ほか橋梁点検及び長寿命化計画更新	雫石町内	事業費:80 百万円 点検対象橋梁 256 橋	令和2～5年度	雫石町
(道路メンテナンス事業補助) 町道滝沢・安庭線昇瀬橋架替事業	雫石町御明神地内	事業費:900 百万円 橋梁架け替え 1 橋	令和2～5年度	雫石町
(いわての通学路等の安全・安心の確保(防災・安全)(重点)) 交通安全施設整備事業	雫石町内	事業費:30 百万円 施設整備延長 2,500m 対策実施数 10 箇所	令和2～5年度	雫石町
(いわての通学路等の安全・安心の確保(防災・安全)(重点)) 町道滝沢・安庭線	雫石町御明神地内	事業費:50 百万円 道路改良:延長 160m	令和2～5年度	雫石町
第2期 いわての社会資本の事前 防災・減災対策と戦略的な維持管理(防災・安全) 町道雫石環状線ほか	雫石町内	事業費:200 百万円 舗装補修:延長 3,500m	令和2～5年度	雫石町

施策	道路や橋梁の計画的整備及び改修			
指標	区間等	計画期間事業費・事業内容	事業期間	実施主体
(第2期いわての産業や医療を支える社会資本の整備による活力のある県土づくりの推進) 町道下篠崎・上駒木野線	雫石町東駒木野地内	事業費:80 百万円 道路改良:延長 1,000m	令和2～4年度	雫石町
(第2期いわての産業や医療を支える社会資本の整備による活力のある県土づくりの推進) (仮称)町道七ツ森東8号線	雫石町板橋地内	事業費:40 百万円 道路改良:延長 150m	令和2～4年度	雫石町
(第2期いわての産業や医療を支える社会資本の整備による活力のある県土づくりの推進) (仮称)町道黒沢川2号線	雫石町黒沢川地内	事業費:50 百万円 道路改良:延長 150m	令和5年度～	雫石町